

日本郵便株式会社法第4条第4項の規定による届出をした業務の内容

	業務の内容	業務の開始の時期
<p>日本郵便株式会社の子会社等を対象とした取引先審査代行業務 (日本郵便株式会社法第4条第3項に掲げる業務)</p>	<p>① 概要 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)の適用を受ける日本郵便株式会社の子会社等を対象として、当該子会社等の取引先審査業務のうち、取引相手方に対する反社会的勢力該当の有無についての審査代行業務を行う。</p> <p>② 実施拠点 日本郵便株式会社本社において実施</p>	<p>平成25年12月24日</p>